

# 森林管理計画書

計画期間 自 令和3年4月1日  
至 令和8年3月31日

遠州森林認証グループ

## 目次

1	概要	
1-1	名称及び連絡先	1
1-2	静岡県中遠地域の概要	1
1-2-1	掛川市の概要	1
1-2-2	森町の概要	2
1-3	認証形態	3
2	森林管理方針	
2-1	基本理念	4
2-2	基本方針	4
2-3	森林管理計画	4
2-4	活動項目	4
3	認証森林の概況とその取扱い	
3-1	認証林の概要	5
3-2	人工林の現況とその取扱い	5
3-3	天然林の現況とその取扱い	5
3-4	特定地の取扱い	5
3-5	森林施業における環境配慮	6
3-6	野生生物と文化財の保護	7
4	林業経営	
4-1	伐期齢と生産目的	7
4-2	伐採と収穫	7
4-3	森林簿の再調整	8
4-4	境界の明確化	8
4-5	収穫計画	8
4-6	各サイトの林業経営	8
5	モニタリング調査	9
6	労働力と安全管理	
6-1	安全教育	9
6-2	社会保障への加入	9
6-3	事故の再発防止	9
6-4	安全管理	9
6-5	化学物質処理	11
7	社会責務	
7-1	利害関係の把握	11
7-2	紛争解決	11
7-3	問い合わせ対応	11

7-4	地域社会の慣習的権利尊重	12
7-5	贈収賄行為の禁止	12
8	林内安全確保、不法投棄等への対応	
8-1	自力作業路	12
8-2	林野火災予防と対応	12
8-3	不法投棄	12
8-4	違法伐採	12
8-5	廃棄物処理	12
9	認証製品の販売に関する管理	
9-1	認証製品の販売及び管理	12
9-2	グループの認証品販売管理	13
9-3	認証販売にかかる伝票	13
9-4	外部委託	13
9-5	グループ関係者以外の者の認証材の素材生産	13
10	情報公開	
10-1	森林管理計画書の公開	13
10-2	ホームページでの公開	13
10-3	公開の制限（個人情報保護）	14
別紙	認証林の概要	15
参考資料1	森林管理計画書「3-6 野生生物の保護」関係 希少動植物の保護に関するマニュアル	16
参考資料2	森林管理計画書「6-4 安全管理」関係 森林ボランティア等推進方針	28
参考資料3	森林管理計画書「6-5 化学物質処理」関係 化学物質取扱マニュアル	29
参考資料4	不法投棄処理フロー	34
参考資料5	森林管理計画書「8-5 廃棄物処理」関係 廃棄物処理マニュアル	35
参考資料6	森林管理計画書「9-5 グループ関係者以外の認証材の取扱い」関係 FSC 認証材取扱マニュアル	36

## 1 概要

### 1-1 名称及び連絡先

住 所 〒437-0208  
静岡県周智郡森町三倉 826 番地の 2 (森町森林組合内)  
名 称 遠州森林認証グループ  
代 表 者 遠州森林認証グループ F M 管理責任者  
(森町森林組合代表理事組合長 甚沢万之助)  
連 絡 先 森町森林組合 (事務局)  
電 話 0538-86-0211  
F A X 0538-86-0212  
E メール morikumi@forest-morimachi.or.jp

### 1-2 静岡県中遠地域の概要

遠州森林認証グループは、掛川市、森町の 1 市 1 町にまたがる広域的な認証管理団体である。市町ごとの概要は以下のとおり。

#### 1-2-1 掛川市の概要

##### (1) 位置

掛川市は、静岡県の西部に位置し、静岡県の二大都市静岡市と浜松市の中間に位置している。東側は島田市、菊川市、御前崎市に、西側は袋井市、森町に接する。面積は 265.63 k m<sup>2</sup>であり、県内で 3.4% を占め、県内で 6 番目に広い都市となる。

##### (2) 気候

掛川市の 1 年を通じての平均気温は 17℃ 前後、年間降水量は約 1,800mm、気候は温暖であるが、冬季は「遠州の空(から)空っ風」と呼ばれる寒風が吹く。

##### (3) 地形

市北部は、標高 832m の八高山をはじめとする山地であり、その南側に平地が開ける。市中央部には標高 264m の小笠山があり、その山麓は複雑な谷戸を持った丘陵地である。市南部には平地が広がり、遠州灘に面して約 10 k m にわたる砂浜海岸がある。掛川市は、東西約 16 k m、南北約 30 k m で南北に細長く、小笠山付近でくびれた形状である。

##### (4) 市勢

掛川市の人口は平成 31 年 3 月末時点 (2019 年) で 117,978 人である。平成 31 年 (2019 年) の生産年齢人口 (15~64 歳) 割合は 59.5%、高齢化率 (65 歳以上人口割合) は 26.7% であり、生産年齢人口割合は減少傾向に、高齢化率は増加傾向にあります。

産業別就業者については平成 27 年時点 (2015 年)、第 1 次産業就業者の割合が継続して減少している一方で、第 3 次産業就業者の割合が増加しています。第 2 次産業就業者の割合は、平成 2 年までは増加していたものの、その後徐々に減少している。

## (5) 森林と林業

総面積 26,569ha のうち、森林面積は 11,246ha（民有林 10,774ha、国有林 472ha）で、総面積の約 42% を占めている。スギ、ヒノキを主体とした人工林面積が 6,653ha（人工林率 59%）を占めている。

人工林の約 89% は 40 年生以上と、資源として成熟しており、積極的な利用が望まれるが、森林面積 5ha 未満の小規模所有者が全体所有者の 94% と多いため、施業の集約化と路網整備による施業の効率化・低コスト化の実現が今後の課題となっている。

各地域において期待される森林の機能を踏まえた、目指すべき森林の姿が次のとおり整理されている。

北部の原田・原泉・倉真地区は、水源涵養地帯であり、水資源を保持し湧水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する機能を持った森林として整備する。また木材生産地域でもあり、既に資源として成熟した人工林が多いことから、路網整備を推進し、生産基盤を整備する一方で、森林施業の集約化を促進し、森林整備の適正且つ効率的な実施を目指す。

東部の日坂・東山地区は、丘陵地を活かした開墾により、県内有数の樹園地として整備されている地域であるが、山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林地帯のため、森林施業の方法を指定することにより、土地を保全し山地災害発生の防止を目指す。

中部の小笠山周辺は、保健文化機能維持増進地帯であり、自然の宝庫といわれる小笠山樹林は多様な樹種からなるため、市民に憩いと学びの場を提供する、保健・レクリエーション機能を有する森林として、保健機能の維持増進を目指す。

## 1-2-2 森町の概要

### (1) 位置

本町は、静岡県西部地区、遠州のほぼ中央に位置し、東は掛川市、西は浜松市、磐田市、北は島田市、南は袋井市と接しており、北部の山林を源流とする 2 級河川太田川が本町の中央を流れている。広さは、東西 13km、南北 24km、面積 133.91 km<sup>2</sup> となっている。（出典：森町の統計 平成 29 年度版、国土交通省国土地理院 令和 3 年全国都道府県市区町村別面積調 森町産業課調べ）

### (2) 気候

気候は、温暖で恵まれた気候条件であり、年平均気温（平年値）は 15.4～17.2℃、年間降水量は約 1,600～3,100mm となっている。（出典：森町の統計 平成 29 年度版）

### (3) 地形

本町は、東西に狭く南北に長い地形で、三方を森林に囲まれ、北部の山林を源流とする太田川が中央を流れ、下流の南部地域に田園地帯が広がり、豊かな自然の恵みを受け、耕地及び集落が形成され、発展してきている。（出典：森町森林整備計画）

### (4) 町勢

本町は、明治 22 年の市町村制施行では 1 町 5 か村となり、その後の合併を経て昭和 31 年には現在の森町の姿となった。森町の人口を国勢調査で見ると、平成 7 年の 21,321 人をピークに減少に転じており、平成 27 年度の国勢調査では 18,528 人となっている。

森林は全面積の約 71% を占めていますが、長期的な木材不況に加え、林業従事者の高齢化や

後継者不足、不在所有者の山林面積の増加などにより林業活動が低迷し、荒廃が進んでいる。森林のもつ公益性や多面的な機能を維持する観点からも、計画的な森林整備と林業振興が求められる。(出典：第9次森町総合計画、森町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略)

#### (5) 森林と林業

本町の総面積 13,391ha のうち、森林面積は 9,535ha(民有林 9,235ha、国有林 300ha)で、総面積の約 71%を占めている。このうち、スギ・ヒノキを主体とした人工林面積が 7,045ha(人工林率約 76%)と大部分を占めている。また、三倉地域の森林のほぼ全域が水源涵養保安林に指定されるなど、水源涵養機能が高い森林地帯でもある。

人工林の約 87%は 40 年生以上と、資源として成熟しており、積極的な利用が望まれるが、小規模の森林所有者が多く、森林施業が計画的、重点的に行われていないのが現状である。

また、長引く木材価格の低迷により生産量が激減しており、地域林業の担い手である森林組合の運営も年々厳しい状況になっている。

しかし、森林の持つ水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等、公益的機能の重要性は益々高まってきていることから、自然的、社会的条件を考慮し、特に北部地区を中心として水源涵養が高い地域であり、その機能が効果的に発揮されるよう、適切な整備・保全を推進している。

各地域において期待される森林の機能を踏まえた、目指すべき森林の姿を次のとおり整理されている。

北部の三倉・天方地区は適切な森林の施業、治山事業等の計画的な実施を通じて、水源涵養機能をもつ森林の整備をすすめる。また、林業に必要な木材生産機能を発揮させるため、路網を整備して森林施業の集約化をすすめる。適正な森林施業を推進し、形質の良好な木材が搬出できる森林を目指す。

南部の森・一宮・園田及び飯田地区は、主に茶・米・レタス等多彩な作物が生産されている農業が盛んな地区である。水源涵養機能をもつ森林の整備をすすめるとともに、保健文化機能維持森林である「町民の森」を中心として、自然環境を活かしながら町民が気軽に森林に親しむことができる空間の創出及び健康づくりの里山を目指し、維持管理及び段階的に整備する。(出典：森町森林整備計画)

### 1-3 認証形態

#### (1) 森林認証グループシステム

F M認証グループ規約及びサイト規約のとおり

#### (2) グループ加入者

名簿のとおり

#### (3) 計画期間

認証取得日から 5 年間

## 2 森林管理方針

### 2-1 基本理念

自然と人間が共生する循環型社会を目指して、環境に配慮した適切な森林管理と木材等の森林資源の有効利用を通じて地域社会に貢献するとともに、後年にわたり資源、技術を伝承します。

### 2-2 基本方針

地域の5割以上を占める森林の管理の一部を担う者として、FSCの原則と規準や関係法令を遵守し、「森林の整備育成、木材の生産、木材の販売及び林業活動」を以下の基本方針に基づき実施する。

- ・環境、社会、経済等に配慮した森林管理方法を明らかにし、作業員及び関係機関に対する理解と意識向上に努める。
- ・地域社会の一員であることを認識し、広く社会との良好な関係を保つように努める。
- ・常に長期的視野に立って経営計画を定め、確実な実行、検証、見直しを行う。

### 2-3 森林管理計画

森林管理方針に基づき、森林の管理方法、管理手順等を定めた森林管理計画書を作成します。森林管理計画は、森林の状態、環境、社会、経済状況の変化、森林作業共通仕様書・モニタリング実施要領での結果等を勘案し、5年に1回見直しを行います。

### 2-4 活動項目

#### (1) 環境

- ・天然林を保護し、景観の多様化を図り、豊かな生態系を築く。
- ・区域内の河川を守り、下流住民の水瓶として森林を保全する。
- ・森林内を流れる溪流の水質汚染を防ぎ、水生生物の多様性を確保する。
- ・野生動植物との共生のための森林環境を整備する。
- ・外来種を発見した場合は、関係機関と連携し、排除に努める。

#### (2) 社会

- ・森林の持つ多面的な機能について広く理解を得るため、地域住民や都市住民と連携した森林づくりをする。
- ・林業従事者の安定確保と地域社会の雇用の場として、森林が寄与できるよう努める。
- ・環境教育の場として、フィールド及び情報、実技を提供する。
- ・管理する森林内で行われる他者の行為についても環境負荷が少なくなるよう指導する。
- ・地域における習慣的（伝統的）使用権について尊重する。

#### (3) 経済

- ・循環型社会における木材の価値を高め、木材の利用拡大と安定供給に努める。
- ・経済的な森林管理のために、路網整備と管理計画に基づく施業を実行する。
- ・木材生産、森林整備のコスト軽減のために合理化を徹底的に行うとともに、環境負荷を最小にする努力をする。

### **3 認証森林の概況とその取扱い**

#### **3-1 認証林の概要**

別紙のとおり

#### **3-2 人工林の現況とその取扱い**

認証対象森林 2,331.80 haのうち人工林は 2,046.66 haであり、その総蓄積は 643 千 $m^3$ である。掛川市森林整備計画（平成 26 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日）、森町森林整備計画（平成 26 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日）に定める資源の循環利用林での標準伐期はスギが 40 年、ヒノキが 45 年としているが、人工林の多くが伐採に適した林齢を迎えつつあり、これからは木材の供給能力が増大すると見込まれる。

今後、持続可能な森林経営を行いながら、安定した木材の供給を目指すとともに、保護区に指定される森林や保安林については、保護、保全に努めていく。

#### **3-3 天然林の現況とその取扱い**

認証対象森林 2,331.80ha のうち広葉樹を多く含む天然林は 238.63ha であり、その総蓄積は 32 千 $m^3$ である。

この天然林のうち商業目的での伐採は行わない保護区及び保全を目的とした管理を行う保全地帯は下記のとおりとする。

保全地帯においては、薪炭をはじめとするエネルギー資源、特用林産物資源として活用するとともに、景観に配慮した植生を形成しつつ、多様な動植物の生息、生育環境の保全に努める。

なお、広葉樹林、雑木林は主として萌芽更新を行い、他の林種への転換は行わないこととする。

認証森林のうち、全体の約 10%は保全地帯、約 5%は保護区に指定し保護、保全に努めていく。

#### **3-4 特定地の取り扱い**

##### **(1) 急傾斜地**

急傾斜地のうち、土壌浸食が見られる人工林は、強度間伐を行うとともに、広葉樹自然植生を促し林地及び表土を保護する。このとき、天然林はそのまま保護する。

##### **(2) 保全地帯**

認証林のうち 10%については、保全地帯とし、指定した生物多様性の保全を主な目的として管理します。

##### **(3) 保護区**

認証林のうち 5%については、保護区として指定し、全ての商業的な収穫から保護されることを目的とし管理します。

##### **(4) バッファゾーン**

尾根筋や常時水が流れている河川及び溪流沿いは、水質保全や生物多様性の確保のために、当該河川及び溪流から 10m～20m程度の人工林は、強度間伐を行うとともに、広葉樹自然植生を



促します。

また、伐採木が河川等にかからないよう特に注意するとともに、天然林はそのまま保護します。

バッファゾーンの位置	森町の林班 41 と 42, 43 間の鳥居沢
------------	-------------------------

(5) 保護価値の高い森林

認証林内に存在する金剛院山門及び仁王像は、昭和49年9月27日に町指定文化財に認定された。本史跡等の周辺については、文化的に保護価値が高い森林として位置づけ、林小班44-い-4～11（17.52ha）での伐採を行う際は史跡等の保全とともに景観についても十分に配慮する。

### 3-5 森林施業における環境配慮

「掛川市森林整備計画」（平成26年4月1日～平成36年3月31日）、「森町森林整備計画」（平成26年4月1日～平成36年3月31日）及び別紙「森林作業共通仕様書」に基づき、適切な森林施業を実施するとともに、次のとおり環境に配慮した作業を実施します。

(1) 地拵え作業

- ・広葉樹等は施業に支障のない限り林内に残すこと

(2) 植栽作業

- ・活着をはかるため、苗木の乾燥を防ぐこと
- ・野生動物による食害が予測される場合は、防護柵の設置等防除措置を講ずる

(3) 下刈作業

- ・林分の状況を判断し、方法を決定すること
- ・必要以上の下刈りは、避けること
- ・広葉樹は、植栽木の生長を妨げない限り残すこと
- ・刈払いに際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと
- ・刈払った下層植物は、その場所に存置し林外に持ち出さないこと
- ・鳥類の営巣が見られるときは営巣の妨げにならないよう配慮すること

(4) つる切作業

- ・つる類の切断除去にあたっては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと

(5) 枝打ち作業

- ・枝打ち対象の木に鳥類の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮すること

(6) 間伐作業

- ・可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮すること
- ・間伐のための下刈りは、伐木等作業の際の安全を確保しつつ必要最小限にすること
- ・伐倒にあたっては、残存木への損傷を最小限にすること
- ・急傾斜地においては、伐倒木が流出しないような対策をとること
- ・河川等にかかっている、または流れ込む恐れがある倒木を処理すること

(7) 伐採・搬出作業

- ・地形、林分の状態、林道の配置、集材距離等を考慮し、最も効率がよく、対象林分及び自然環境に負荷の少ない作業方法を選択すること
- ・伐採木の枝条、木屑等は、河川、溪流に入れないこと

- ・収穫材、残存木の破損は、最小限にすること
- ・資材等の放置はしないこと
- ・搬出の際、林道、その他路肩等を傷めないよう、十分に配慮すること
- ・年間を通じて流水のある河川、溪流の周辺は、緩衝帯（バッファゾーン）として保全し、混交林への誘導を図ること
- ・伐採した木材が最も高い価格で取引されるような採材に努めるとともに、木材の有効利用を図ること

### 3-6 野生生物と文化財の保護

2004年発行「まもりたい静岡県の野生生物—県版レッドデータブック—」を参考にするとともに、有識者等から認証林内、認証林周辺の希少種の分布状況情報収集及び構成員への周知を行い希少種の保護に努める。（参考資料1「希少動植物の保護に関するマニュアル」参考）

施業時には、林内における野生動植物の生息状況を把握し、その生息を阻害しないように注意する。特に施業場所内に営巣場所を確認した場合は、行政環境担当部署及び専門家と相談し、繁殖活動を妨げないよう作業内容を工夫する。

また、「静岡県鳥獣保護区等位置図」を参考に鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域を把握し、鳥獣の保護を図るとともに、植林地において野生動物による食害が深刻な場合には、防護柵の設置等の防護策をとる。

併せて、掛川市「文化財一覧表」、「森町の文化財」等を参考に文化財や天然記念物等の分布状況の情報収集を行い、作業を実施する際は、文化財保護法に基づき実施するとともに、掛川市社会教育課及び森町社会教育課と協議し、天然記念物等の保護に努める。

## 4 林業経営

### 4-1 伐期齢と生産目的

「掛川市森林整備計画」及び「森町森林整備計画」に定める標準伐期は、スギ40年、ヒノキ45年等としているが、標準伐期齢は地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を促すものではない。

林地が広大、且つ、急峻で、林地によって肥瘦の差が激しいこともあり、樹齢をもって伐採適期を一律に定めることが困難であるため、林分の生育状況、木材価格の動向、構成員の経済状況等から、生産目的に応じて構成員が判断することとする。

### 4-2 伐採と収穫

「掛川市森林整備計画」、「森町森林整備計画」に基づき、次のとおりとする。

#### (1) 間伐

- ・森林組合・林業事業体等からの提案による所有者のとりまとめを行い森林施業の共同化・効率化を図っていく
- ・合理的・集約的な林業経営を推進するため、ハーベスタ、プロセッサなどの高性能林業機械の導入、林道・作業道の開設・改良等林内路網の整備を推進するとともに、林道・作業道の維持・管理及び補修を行うための機械を導入し、作業効率の向上を図る

- ・簡易な作業道又は複合路網の整備にも重点をおき、施業集約化による搬出コストの低減を図り、林業生産性の向上を図る
- ・作業路設置の際には、法面保護及び排水処理を行い、斜面の崩壊を招くことがないように留意する

#### (2) 主伐

- ・上記(1)間伐と同様、森林施業の共同化・効率化等を図っていく

### 4-3 森林簿の再調整

正確な森林データを管理するため、必要に応じて森林簿を調整する。県の管理する森林簿も併せて調整する。

### 4-4 境界の明確化

林業経営の持続化、紛争の未然防止のため境界を明確にする。

明確化作業の方法は、利害関係者の立会いの下で境界を決定し、境界杭やペンキなどで境界を明示する。境界の決定をした日時、場所、立会者、明示の方法等を文書化し、保管する。

曖昧な境界については、明確化作業を実施する。

### 4-5 収穫計画

#### (1) 収穫

適正な森林管理を行いながら、利用間伐量の増加と安定供給を図る。また、標準伐期齢を迎えた林分において行われる主伐については、成長量を越えない伐採量とする。

#### (2) 木材の生産販売

販売に際しては、社会に安定的に木材を供給できるよう務める。

### 4-6 各サイトの林業経営

#### (1) 県営林サイト

「静岡県県営林経営計画」に定められた基準等を踏まえ、「長伐期・非皆伐施業を目指した森林管理を進める林地」と「経済的に長期間人工林として維持することが困難な林地」に区分し、以下のとおり管理する。

ア 長伐期・非皆伐施業を目指した森林管理を進める林地  
県営林施業モデルにより整備を進める。

イ 経済的に長期間人工林として維持することが困難な林地  
自然環境等に応じて、生態学的に最も普遍的な森林へ天然更新等を利用しながら誘導し、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に努める。

#### (2) 掛川サイト及び森サイト

木材価格の低迷で収穫を見合わせ、伐期に達した林分が多くある。今後は、林内路網整備、高性能林業機械の導入等によりコスト削減を図り、安定した木材生産と収穫を目指す。

木材生産性の低い林分は広葉樹林化、混交林化を進め、公益的機能の増進を図る。

## **5 モニタリング調査**

モニタリングについては、別紙「モニタリング実施要領」に基づき実施し、管理計画改訂時に反映させるものとする。

## **6 労働力と安全管理**

### **6-1 安全教育**

各サイトの森林作業従事者は、林業技術者協会等の研修会を積極的に受け、研修内容を関係者に伝達するとともに、その研修記録を保管する。施業場所により安全確保内容が異なるので、各作業単位の現場にて作業員全員で安全事項の確認を行い、特に未習熟の作業員の初期教育の際には、安全管理について実技指導を中心に徹底的に教育する。

また、森林組合及び素材生産業者、自伐林家等、すべての森林作業従事者が労働安全衛生規則を守るように努める。

### **6-2 社会保障への加入**

持続的な林業経営及び労働災害への対応のため、各種社会保障制度へ加入する。

### **6-3 事故の再発防止**

事故の再発防止のため、労災事故が発生した際には、その記録を作成・保管するとともに、今後の対策を示す。

### **6-4 安全管理**

#### **(1) 安全装備**

労働災害を未然に防止するため、安全装備の情報を収集し、作業に応じた装備へ改善を図る。

- ・保 安 帽 … J I S規格認定のヘルメット
- ・手 袋 … 防振機能付き手袋、滑り止め付き軍手等
- ・作 業 服 … 体にあった衣服
- ・安全ズボン … チェンソーを目詰まりさせる素材の入った安全ズボン
- ・安 全 靴 … 切断防止物が組み込まれた安全ブーツ、つま先等の部分に防護物が組み込まれている安全ブーツまたは、地下足袋
- ・そ の 他 … ゴーグル、防虫ネット、粉塵マスク等林業作業に適した防護装備

林業作業に適した防護装備

防護する部位	足	脚	胴、腕、脚	手	頭	眼・顔	耳
適切な防護装備	安全ブーツ・靴	安全ズボン	体に合った衣服	手袋	安全ヘルメット	バイザーゴーグル	耳あて

植え付け

手作業	✓			✓			
-----	---	--	--	---	--	--	--

下刈り

手鎌	✓			✓			
チェーンソー	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
草刈機	✓		✓	✓	✓	✓	✓

枝打ち

手作業の道具	✓			✓	✓	✓	
--------	---	--	--	---	---	---	--

伐倒

手作業の道具	✓		✓	✓	✓		
チェーンソー	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓

玉切り

チェーンソー	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
機械	✓		✓	✓		✓	✓

搬出・集材

搬出	✓		✓	✓	✓		
集積	✓		✓	✓	✓		
積み込み	✓		✓	✓	✓		

(2) 安全装備の点検・装着確認および更新

安全装備の点検・装着確認は週1回朝礼時に行う。点検結果は点検表に記載し、破損や摩耗等で更新の必要がある場合は速やかに更新する。更新の方法は各サイトで定める。

(3) エピペンの携帯

蜂毒等へのアレルギー反応による事故防止のため、森林作業従事者は定期的アレルギー検査を受診する。その結果、蜂毒等に対する特異的IgEのクラスが4以上の者に対しては本人の意思確認のうえ、医師の診察を受けさせる。その結果、必要と判断された場合はエピペンを処方してもらい、携帯させる。

(4) ボランティアの安全管理

- ・ボランティアが作業を行う場合は、傷害保険に加入する
- ・ボランティアが行う作業は、その技術にあったものとする
- ・ボランティアには、急傾斜地等の足場の悪い場所での作業はさせない
- ・参考資料2「森林ボランティア等推進方針」に基づき、市民のボランティア活動等に対し積極的に支援する

## 6-5 化学物質処理

認証林内においては、環境への影響を最大限に考慮し、化学薬品は原則使用しないこととするが、やむを得ず使用する場合においても必要最低限とし、次のとおり適正な使用を行うとともに、参考資料3「化学物質取扱マニュアル」に基づいた取扱いとする

なお、F S C森林認証において禁止されている薬剤については、原則として使用しないこととする。

### (1) 油脂の取扱い

- ・油脂等の化学物質の使用については、製品の取扱方法を遵守する
- ・油脂等を使用した機械器具からの流出を防ぐ
- ・油脂等の交換、補給は溪流付近では行わない
- ・使用した化学物質の廃棄物については持ち帰り、その処理規準や市町の処理規準に従って適正に廃棄する
- ・溪流付近で使用する油脂は植物系への転換を図る

### (2) 森林病虫害獣対策における取扱い

- ・松くい虫被害等を確認した場合、周辺への蔓延を最小限に抑えるため、森林組合・林業事業体等と連携して早急に必要な措置をとる
- ・薬剤を使用する場合には、環境への影響を最大限に考慮し、適正使用を行う
- ・獣害対策において忌避剤を使用する場合には、環境負荷の少ないものを使用する

F S C森林認証禁止薬剤

薬品名	用途	主要成分
プリグロックSL	除草	パラコートジクロリド
三洋NCS	土壌消毒	アンモニウム（カーバム）
キルパー	土壌消毒	カーバムナトリウム塩
マウントT7.5B油剤	松枯れ（散布、塗布）	フェンチオン（MPP）
エコワン3フロアブル	松枯れ（散布、塗布）	チアクロプリド
T-7.5バイサン乳剤	松枯れ（散布、塗布）	フェンチオン（MPP）
ディブテレックス乳剤	緑化	トリクロルホン

## 7 社会的責務

### 7-1 利害関係の把握

施業が与える社会、環境等の影響を及ぼす対象を把握し、施業時には自ら検証を行う。

影響への問い合わせ（苦情、意見）があった場合には、施業との因果関係を調査し、問い合わせへの回答を行うとともに、苦情処理記録を作成、保管する。

### 7-2 紛争解決

所有権等に係る紛争が発生した場合には、施業は停止し紛争解決に努める。また、当方の責任により損害を与えた場合には、補償を行う。紛争が解決した場合には、紛争解決が証明できるよう文書化し保管する。

### 7-3 問い合わせ対応

認証林管理に関する問い合わせについては、各サイト及び事務局が対応しますが、個人情報にかかわることについては構成員が対応する。

また、木材の販売に関することは構成員が対応し、事務局は対応しないこととする。

### 7-4 地域社会の慣習的権利尊重

山菜の採取等、地域社会の慣習的権利は、商業的な採取を除き、極力尊重されるものとする。

### 7-5 贈収賄行為の禁止

いかなる贈収賄行為にも関わらないこととする。

## 8 林内安全確保、不法投棄等への対策

### 8-1 自力作業路

林内交通の安全確保、不法投棄等の防止のため、公的林道や作業道と自力作業路との分岐点には、「関係者以外の車両立入禁止」の標示又は車止めを設置することを進める。

### 8-2 林野火災予防と対応

掛川市中央消防署、掛川市消防団及び袋井消防署森分署、森町消防団と連携し、予防活動や演習を行います。特に、所轄の消防団分団との連携を密にする。

認証林及びその周辺で林野火災が発生した場合、消防団員は消防団組織指揮系統で活動するが、消防団員以外の構成員は、状況把握や消防組織に対する状況の説明等を積極的に行い、消火活動に資する。

### 8-3 不法投棄

不法投棄を発見した場合は、参考資料4「不法投棄処理フロー」に基づき対応する。

### 8-4 違法伐採

盗伐を発見した場合には、管内の警察署、市町関係部署、森林所有者へ速やかに伝達する。

また、盗伐の未然防止、再発防止のため必要に応じ自力作業路等への関係者以外の立入りを防ぐ措置や関係機関と連携した巡回等を行う。

### 8-5 廃棄物処理

認証林内で発生した廃棄物については、参考資料5「廃棄物処理マニュアル」に基づき、適正に処理する。

## 9 認証製品の販売に関する管理

### 9-1 認証製品の販売及び管理

認証製品の管理にあたっては、木材の販売形態により、下記の識別方法を用いる。

- ・立木：図面により認証林内であることを表示する。
- ・素材：丸太にスプレー等で着色し、識別する。  
※土場における認証材の識別は、スプレー等による丸太元口への着色と、その時点で土場で扱っている丸太を示す「土場扱い丸太一覧表」により識別する。

#### 9-2 グループの認証品販売管理

サイト管理責任者は、年度終了後、各サイトの木材等販売記録を次年度の総会までにF M認証管理責任者に提出することとする。

#### 9-3 認証販売にかかる伝票

製品販売時の伝票は、次の記載事項を含むものとする。

- (1) 出荷の日付
- (2) 収穫された森林施業計画団地名等
- (3) 出荷先
- (4) 出荷材積
- (5) 製品仕様
- (6) 認証登録番号
- (7) 認証の種類

#### 9-4 外部委託

認証製品の加工についての外部委託は次のとおりとする。

- (1) 外部委託先
  - ・「外部委託覚書」を締結した法人及び個人とする
- (2) 認証製品の取扱い
  - ・非認証事業者については、対象事業者に応じた認証製品に関する取扱い手順書を作成し、取り扱うこととする
  - ・認証事業者については各々の管理マニュアルにより取扱うこととする

#### 9-5 グループ関係者以外の者の認証材の素材生産

当グループの構成員又は、サイトの構成員、森林所有者（以下「グループ関係者という。」）以外の者が当グループのFSC認証材を取扱う場合については、参考資料6「FSC認証材取扱マニュアル」に基づくこととする。

### 10 情報公開

#### 10-1 森林管理計画書の公開

この計画書は、すべて公開することとする。

#### 10-2 ホームページでの公開

遠州森林認証グループのホームページにおいて、当計画書の内容をはじめ、当グループの活動



や成果、モニタリング結果についての情報を公開する。

### 10-3 公開の制限（個人情報保護）

グループ単位での情報はすべて公開することとするが、構成員ごとの情報は公開しないこととする。構成員ごとの情報は、構成員自らが判断し公開する。

付記 この計画書は、平成 28 年 10 月 31 日から実施する。

この計画書は、平成 29 年 7 月 7 日から実施する。

この計画書は、令和 3 年 6 月 3 日から実施する。

別紙

認証林の概要

別紙

3-1 認証林の概要

(1)-1 状況(全体)

			森林面積(ha)	蓄積(千m3)	成長量(m3)	構成比率(%)	サイト数
認証林			2,619.98	887	14,315.00	100	5
内	人工林	針葉樹	2,304.08	852	14,037.00	88	-
		広葉樹	1.82	0	2.00	0	-
訳	天然林		267.18	35	276.00	10	-
	その他		46.90	0	0.00	2	-

◇県立自然公園 なし ◇保安林 あり

(1)-2 位置、区分図(全体)

別紙「F M認証グループ管理図面」のとおり

(1)-3 各サイトの 覧

	森林面積(ha)	蓄積(千m3)	成長量(m3)	森林所有者(人)
掛川サイト 認証林	1,139.04	348	5,693	116
森サイト 認証林	1,162.70	427	6,826	110
県営林サイト 認証林	222.78	73	1,158	1
市有林サイト 認証林	49.68	15	263	1
町有林サイト 認証林	45.78	24	375	1
計	2,619.98	887	14,315	229

◇県立自然公園 なし ◇保安林 あり

(2)-1 状況(掛川サイト)

			森林面積(ha)	蓄積(千m3)	成長量(m3)	構成比率(%)	森林所有者(人)
認証林			1,139.04	348	5,693	100	116
内	人工林	針葉樹	1,002.52	333	5,553	88	-
		広葉樹	0.24	0	0	0	-
訳	天然林		131.44	15	140	11	-
	その他		4.84	0	0	1	-

◇県立自然公園 なし ◇保安林 あり

(2)-2 位置、区分図(掛川サイト)

別紙「F M認証グループ管理図面」のとおり

(3)-1 状況(森サイト)

			森林面積(ha)	蓄積(千m3)	成長量(m3)	構成比率(%)	森林所有者(人)
認証林			1,162.70	427	6,826	100	110
内	人工林	針葉樹	1,009.52	407	6,689	86	-
		広葉樹	1.58	0	2	1	-
訳	天然林		135.09	20	135	11	-
	その他		16.51	0	0	2	-

◇県立自然公園 なし ◇保安林 あり

(3)-2 位置、区分図(森サイト)

別紙「F M認証グループ管理図面」のとおり

(4)-1 状況(県営林サイト)

			森林面積(ha)	蓄積(千m3)	成長量(m3)	構成比率(%)	森林所有者(人)
認証林			222.78	73	1,158	100	1
内	人工林	針葉樹	197.23	73	1,158	89	-
		広葉樹	0.00	0	0	0	-
訳	天然林		0.00	0	0	0	-
	その他		25.55	0	0	11	-

◇県立自然公園 なし ◇保安林 あり

(4)-2 位置、区分図(県営林サイト)

別紙「F M認証グループ管理図面」のとおり

(5)-1 状況(市有林サイト)

			森林面積(ha)	蓄積(千m3)	成長量(m3)	構成比率(%)	森林所有者(人)
認証林			49.68	15	263	100	1
内	人工林	針葉樹	49.68	15	263	100	-
		広葉樹	0.00	0	0	0	-
訳	天然林		0.00	0	0	0	-
	その他		0.00	0	0	0	-

◇県立自然公園 なし ◇保安林 あり

(5)-2 位置、区分図(市有林サイト)

別紙「F M認証グループ管理図面」のとおり

(6)-1 状況(町有林サイト)

			森林面積(ha)	蓄積(千m3)	成長量(m3)	構成比率(%)	森林所有者(人)
認証林			45.78	24	375	100	1
内	人工林	針葉樹	45.13	24	374	99	-
		広葉樹	0.00	0	0	0	-
訳	天然林		0.65	0	1	1	-
	その他		0.00	0	0	0	-

◇県立自然公園 なし ◇保安林 あり

(6)-2 位置、区分図(町有林サイト)

別紙「F M認証グループ管理図面」のとおり

## 参考資料 1

### 森林管理計画書「3－6 野生生物の保護」関係

#### 希少動植物の保護に関するマニュアル

#### 1 趣旨

森林管理計画書「3－6 野生生物の保護」に基づき、静岡県レッドリスト掲載種のうち別紙1「希少動植物の生息一覧」に掲載されている動植物等を発見した際の対処方法を、次のとおり定める。

#### 2 FM認証管理責任者

- (1) 各サイト管理責任者からの情報を整理、記録、地図化する。
- (2) 伝達及び広報
  - ・発見について、他のサイト管理責任者に伝達する
  - ・鳥獣保護管理員及び行政環境担当部署に伝達を行う
  - ・こころない捕獲等を防止するため、広報は実施しない
- (3) 本マニュアルの変更が必要な場合は、変更を行う。

#### 3 サイト管理責任者

- (1) 発見の記録及び報告
  - ・発見した場合は別紙2「希少動植物の生息確認調査票」に記録し、原本を保管するとともに速やかにFM認証管理責任者に提出する
- (2) 施業時の注意
  - ・静岡県版レッドデータブックのカテゴリーごとの保護方針に基づく対応を基本とする
  - ・施業時には、行政環境担当部署及び専門家と相談し、以下のとおりとする
    - ①希少動植物の生息を阻害しないよう工夫する
    - ②希少動物の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮する
    - ③希少植物を発見し、施業に支障がある場合は、細心の注意をもって移植することとする  
が、同一施業地内において行う
- (3) 希少動植物の生息の公表
  - ・こころない捕獲等を防止するため、公表しない

#### 4 その他

特別天然記念物であるカモシカについては、県及び市町の作成する管理計画に沿った対応及び管理を実施する。

別紙 1 (希少動植物の保護に関するマニュアル)

希少動植物の生息一覧

植物

カテゴリー	科 名	種 名
絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ハナヤスリ	チャボハナヤスリ
絶滅危惧ⅠB類 (EN)	スイレン	ヒツジグサ
	ラン	ヤクシマアカシユスラン
	カヤツリグサ	アワボスゲ
	カヤツリグサ	ミカワシンジュガヤ
	アリノトウグサ	タチモ
	ハマビシ	ハマビシ
	トウダイグサ	フジタイゲキ
	ミソハギ	ミズキカシグサ
	ヒシ	ヒメビシ
	ハマウツボ	ゴマクサ
	キク	ヒメヒゴタイ
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	ミズニラ	ミズニラ
	マツバラ	マツバラ
	サンショウモ	アカウキクサ
	オシダ	ツクシヤブソテツ
	ウラボシ	タカノハウラボシ
	ウマノスズクサ	カギガタアオイ
	ウマノスズクサ	イワタカンアオイ
	ラン	ナツエビネ
	ラン	ナギラン
	ラン	クマガイソウ
	ラン	ハルザキヤツシロラン
	ラン	ミズトンボ
	ラン	エンシュウムヨウラン
	ラン	フウラン
	ラン	ウチョウラン
	ラン	ヤマトキソウ
	ラン	ムカデラン
	カヤツリグサ	イトテンツキ
	カヤツリグサ	ホソバヒカゲスゲ

絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	キンポウゲ	ミスミソウ
	ヒメハギ	ヒナノカンザシ
	スマレ	キスマレ
	モウセンゴケ	イシモチソウ
	ツツジ	オオヤマツツジ
	リンドウ	ムラサキセンブリ
	オオバコ	スズメハコベ
	オオバコ	トラノオスズカケ
	ハマウツボ	イズコゴメグサ
	キキョウ	ツルギキョウ
	キキョウ	キキョウ
	ミツガシワ	ガガブタ
	キク	フジバカマ
	キク	タカサゴソウ
準絶滅危惧 (NT)	ラン	シラン
	ラン	マメツタラン
	ラン	ムギラン
	ラン	エビネ
	ラン	キンラン
	ラン	セッコク
	ラン	クロヤツシロラン
	タコノアシ	タコノアシ
	ミソハギ	ミズマツバ
	アカバナ	ウスゲチュウジタデ
	リンドウ	イヌセンブリ
	キョウチクトウ	クサナギオゴケ
	キョウチクトウ	スズサイコ
	シソ	タチキランソウ
	シソ	ミゾコウジュ
	ハマウツボ	オオヒキヨモギ
	キキョウ	サワギキョウ
キク	イズハハコ	
要注目種 (N-II)	オシダ	タカサゴシダ
要注目種 (N-III)	ホングウシダ	エダウチホングウシダ
	ユリ	タカクリ
	ラン	ベニシュスラン
	ラン	ヒメフタバラン

要注目種 (N-Ⅲ)	キンバイザサ	コキンバイザサ
	カヤツリグサ	コマツカサススキ
	カヤツリグサ	マツカサススキ
	カヤツリグサ	ケシンジュガヤ
	キョウチクトウ	フナバラソウ
	キク	ノニガナ

(注)

「静岡県版レッドデータブック」の掲載種のうち、認証森林範囲に分布すると記載された種

別紙1（希少動植物の保護に関するマニュアル）

希少動植物の生息一覧

哺乳類

カテゴリー	科名	種名
準絶滅危惧種 (NT)	リス	ムササビ
絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	オナガザル	ニホンザル
要注目種 (N-III)	リス	ニホンリス

(注)

「静岡県版レッドデータブック」の掲載種のうち、認証森林範囲に分布すると記載された種

希少動植物の生息一覧

鳥類

カテゴリー	科 名	種 名
絶滅危惧ⅠB類 (EN)	サギ	ミゾゴイ
	カワセミ	ヤマセミ
	サンショウクイ	サンショウクイ
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	クイナ	ヒクイナ
	ヨタカ	ヨタカ
	タカ	ハチクマ
	タカ	ハイタカ
	タカ	サシバ
	タカ	クマタカ
	カワセミ	アカショウビン
	ハヤブサ	ハヤブサ
	ツバメ	コシアカツバメ
	ヒタキ	コサメビタキ
	ヒタキ	マミジロ
準絶滅危惧種 (NT)	キジ	ヤマドリ
	チドリ	イカルチドリ
	タカ	オオタカ
	フクロウ	フクロウ
	カササギヒタキ	サンコウチョウ
情報不足 (DD)	シギ	ヤマシギ

(注)

「静岡県版レッドデータブック」の掲載種のうち、認証森林範囲に分布すると記載された種



別紙 1 (希少動植物の保護に関するマニュアル)

希少動植物の生息一覧

爬虫類

カテゴリー	科名	種名
準絶滅危惧 (NT)	イシガメ	ニホンイシガメ
要注目種 (N-II)	トカゲ	ヒガシニホントカゲ
要注目種 (N-III)	イシガメ	クサガメ
	ヤモリ	ニホンヤモリ

(注)

「静岡県版レッドデータブック」の掲載種のうち、認証森林範囲に分布すると記載された種

別紙1 (希少動植物の保護に関するマニュアル)

希少動植物の生息一覧

両生類

カテゴリー	科名	種名
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	アカガエル	ニホンアカガエル
準絶滅危惧種 (NT)	イモリ	アカハライモリ中部日本系統
	アカガエル	トノサマガエル
	アカガエル	ツチガエル
	アオガエル	カジカガエル
	アオガエル	モリアオガエル
要注目種 (N-Ⅲ)	ヒキガエル	アズマヒキガエル
	アカガエル	ネバタゴガエル

(注)

「静岡県版レッドデータブック」の掲載種のうち、認証森林範囲に分布すると記載された種

別紙 1 (希少動植物の保護に関するマニュアル)

希少動植物の生息一覧

淡水魚類

カテゴリー	科 名	種 名
絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ヤツメウナギ	スナヤツメ
	ウナギ	ニホンウナギ
	ドジョウ	ホトケドジョウ
	ドジョウ	トウカイナガレホトケドジョウ
	アカザ	アカザ
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	サケ	アマゴ
	サケ	ミナミメダカ
	カジカ	ウツセミカジカ
準絶滅危惧種 (NT)	カジカ	カジカ
要注目種 (N-II)	コイ	カワムツ
	コイ	タカハヤ
	ドジョウ	ニシシマドジョウ
	ドジョウ	ヒガシシマドジョウ
	ハゼ	カワヨシノボリ
情報不足 (DD)	ドジョウ	ドジョウ

(注)

「静岡県版レッドデータブック」の掲載種のうち、認証森林範囲に分布すると記載された種

別紙 1 (希少動植物の保護に関するマニュアル)

希少動植物の生息一覧

昆虫類

カテゴリー	科 名	種 名
絶滅危惧ⅠA類 (CR)	イトトンボ	オオイトトンボ
	タテハチョウ	ヒメヒカゲ
絶滅危惧ⅠB類 (EN)	サナエトンボ	フタスジサナエ
	エゾトンボ	トラフトンボ
	タテハチョウ	ウラナミジャノメ
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	コツブゲンゴロウ	キボシチビコツブゲンゴロウ
	シジミチョウ	クロシジミ
準絶滅危惧 (NT)	アオイトトンボ	オツネントンボ
	アオイトトンボ	ホソミオツネントンボ
	ヤンマ	カトリヤンマ
	バッタ	カケガワフキバッタ
	タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン
要注目種 (N-II)	セセリチョウ	オオチャバネセセリ
	タテハチョウ	コムラサキ
	タテハチョウ	クロヒカゲモドキ
要注目種 (N-III)	ガムシ	スジヒラタガムシ
	ホタル	ヘイケボタル
	タテハチョウ	オオムラサキ
	タテハチョウ	サトキマダラヒカゲ
	タテハチョウ	ヒメジャノメ

(注)

「静岡県版レッドデータブック」の掲載種のうち、認証森林範囲に分布すると記載された種

別紙1 (希少動植物の保護に関するマニュアル)

希少動植物の生息一覧

陸・淡水産貝類

カテゴリー	科名	種名
準絶滅危惧種 (NT)	タニシ	マルタニシ
	タニシ	オオタニシ
	ヒラマキガイ	ヒラマキガイモドキ
	ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ
	オカモノアラガイ	ナガオカモノアラガイ
	キバサナギガイ	ナタネキバサナギガイ
	オナジマイマイ	ミヤマヒダリマキマイマイ
	シジミ	マシジミ
情報不足 (DD)	ミズツボ	カワネミジンツボ

(注)

「静岡県版レッドデータブック」の掲載種のうち、認証森林範囲に分布すると記載された種

別紙2（希少動植物の保護に関するマニュアル）

希少動植物の生息確認調査票

F M認証管理責任者 様

サイト管理責任者  
氏名

希少動植物を発見したので下記のとおり報告します。

項 目	内 容
発 見 日	年 月 日
発見の場所	サイト名： 林小班番号：
希少動植物名	
発見後の対応	

添付書類：発見した場所の地図（森林計画図）

希少動植物の様子がわかる写真

## 参考資料 2

### 森林管理計画書「6-4 安全管理」関係

#### 森林ボランティア等推進方針

##### 1 趣旨

森林管理計画書「6-3 安全管理」に基づき、「森林とふれあう市民の快適生活」の実現を目指し、市民一人ひとりの森林経営・管理への参加を推進するため、森林ボランティアに関する推進方針を次のとおり定める。

##### 2 現状

森林ボランティア活動は、実際の森林で森林や木々を見て、触れて、感じ、発見することで、森林の有する多面的機能や木材利用に対する理解と関心を深める有効な方法である。

森林ボランティア活動や森林・林業の体験を伴った都市と山村の交流が様々な主体により行われ、それに参加する市民が増えているが、参加者は限定的なのが現状である。

##### 3 方針

森林ボランティアは、市民が森林とのふれあいを通じて森林への理解や関心を高めるための推進役として活躍することが期待される。

特に、里山の竹林等、経済性の低い森林、生態系などの保全を図る必要がある森林、広く市民が利用するレクリエーション空間としての森林等は、森林ボランティアが積極的に森林経営・管理に参加することが期待される。

このため、現在、県、市町が実施している各種イベントや講座（森林感謝祭や森林ボランティア講座、森づくり県民大作戦、しずおか未来の森サポーター制度等）の充実・推進を図り、森林ボランティアの育成・発掘を進めるとともに、市有林・町有林等を活用し、森林ボランティアと行政との連携を深め、森林とふれあう市民の快適生活の実現を目指す。

### 参考資料3

#### 森林管理計画書「6－5 化学物質処理」関係

##### 化学物質取扱マニュアル

森林管理計画書「6－4 化学物質処理」に基づき、化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）の使用にあたっては、次のとおりとする。

#### 1 FM認証管理責任者

- (1) サイト管理責任者からの報告を整理、記録する。
- (2) 使用についての疑義を調査する。

#### 2 サイト管理責任者

##### (1) 化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）使用基準

- ・原則として使用しないこととするが、やむを得ず使用する場合でも必要最低限とし、次のとおりとする
- ・使用する場合は、いかなる場合でも生態系に何らかの影響を及ぼすことを心得ること

##### 《忌避剤》

- 野生鳥獣による植林後の苗木における食害等に対し、化学物質によらなければ保護ができないと判断した場合

##### 《育苗における薬剤》

- 植栽苗の生育が明らかに劣っていて、天然性肥料の使用では経済的育林が不可能である場合
- 植栽木が病虫獣害等により、化学物質によらなければ樹勢が回復しないと判断した場合

##### 《全体》

- 次の事項を場所の条件とする。
  - 使用しようとする場所が水道水源に影響がない場所
  - 希少動植物が確認されていない場所

##### (2) やむを得ず化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）を使用する場合

- ・FM認証管理責任者に別紙1「化学物質使用報告書（忌避剤・育苗における薬剤等）」を提出する
- ・化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）の基準量を遵守すること
- ・化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）を使用する際は、取扱説明書等を遵守し、ゴーグルや手袋の着用等により人体への影響を配慮する。
- ・粒状物質を使用する場合は、他の林分や河川等への直接流出がないように工夫すること
- ・使用後において使用した原因が改善しているかどうか確認すること
- ・追加の使用及び翌年度の使用においても手順は同じものとする
- ・万一、化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）を使用して生態系に対する重大な影響を確認した場合は、FM認証管理責任者に別紙2「化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）」に



関する生態系影響報告書」により報告し、対応を検討する

別紙 1 (化学物質取扱マニュアル)

化学物質使用報告書 (忌避剤)

遠州森林認証グループ

F M認証管理責任者 様

サイト管理責任者  
氏名

サイト名							
事業期間							
番 号	地 番		忌避剤の種類	樹 種	林 齢	面 積	実施日 (散布日)
	所有者名						
	住 所		林小班	林 班	準 林 班	小 班	使用量 (0)
番 号	地 番		忌避剤の種類	樹 種	林 齢	面 積	実施日 (散布日)
	所有者名						
	住 所		林小班	林 班	準 林 班	小 班	使用量 (0)
番 号	地 番		忌避剤の種類	樹 種	林 齢	面 積	実施日 (散布日)
	所有者名						
	住 所		林小班	林 班	準 林 班	小 班	使用量 (0)
番 号	地 番		忌避剤の種類	樹 種	林 齢	面 積	実施日 (散布日)
	所有者名						
	住 所		林小班	林 班	準 林 班	小 班	使用量 (0)

添付書類：使用した場所の地図

合計使用量(0)
----------

使用の理由
-------

別紙 1 (化学物質取扱マニュアル)

化学物質使用報告書 (育苗における薬剤等)

遠州森林認証グループ

F M認証管理責任者 様

サイト管理責任者  
氏名

サイト名							
事業期間							
番 号	地 番		薬剤の種類	薬剤使用日	樹 種	面 積	植 栽 日
	所有者名						
	住 所		林小班	林 班	準林班	小 班	使用量 (ℓ)
番 号	地 番		薬剤の種類	薬剤使用日	樹 種	面 積	植 栽 日
	所有者名						
	住 所		林小班	林 班	準林班	小 班	使用量 (ℓ)
番 号	地 番		薬剤の種類	薬剤使用日	樹 種	面 積	植 栽 日
	所有者名						
	住 所		林小班	林 班	準林班	小 班	使用量 (ℓ)
番 号	地 番		薬剤の種類	薬剤使用日	樹 種	面 積	植 栽 日
	所有者名						
	住 所		林小班	林 班	準林班	小 班	使用量 (ℓ)
番 号	地 番		薬剤の種類	薬剤使用日	樹 種	面 積	植 栽 日
	所有者名						
	住 所		林小班	林 班	準林班	小 班	使用量 (ℓ)

添付書類：使用した場所の地図

合計使用量(ℓ)
----------

使用の理由
-------

別紙 2 (化学物質取扱マニュアル)

化学物質 (忌避剤・育苗における薬剤等) に関する生態系影響報告書

F M 認証管理責任者 様

サイト管理責任者  
氏名

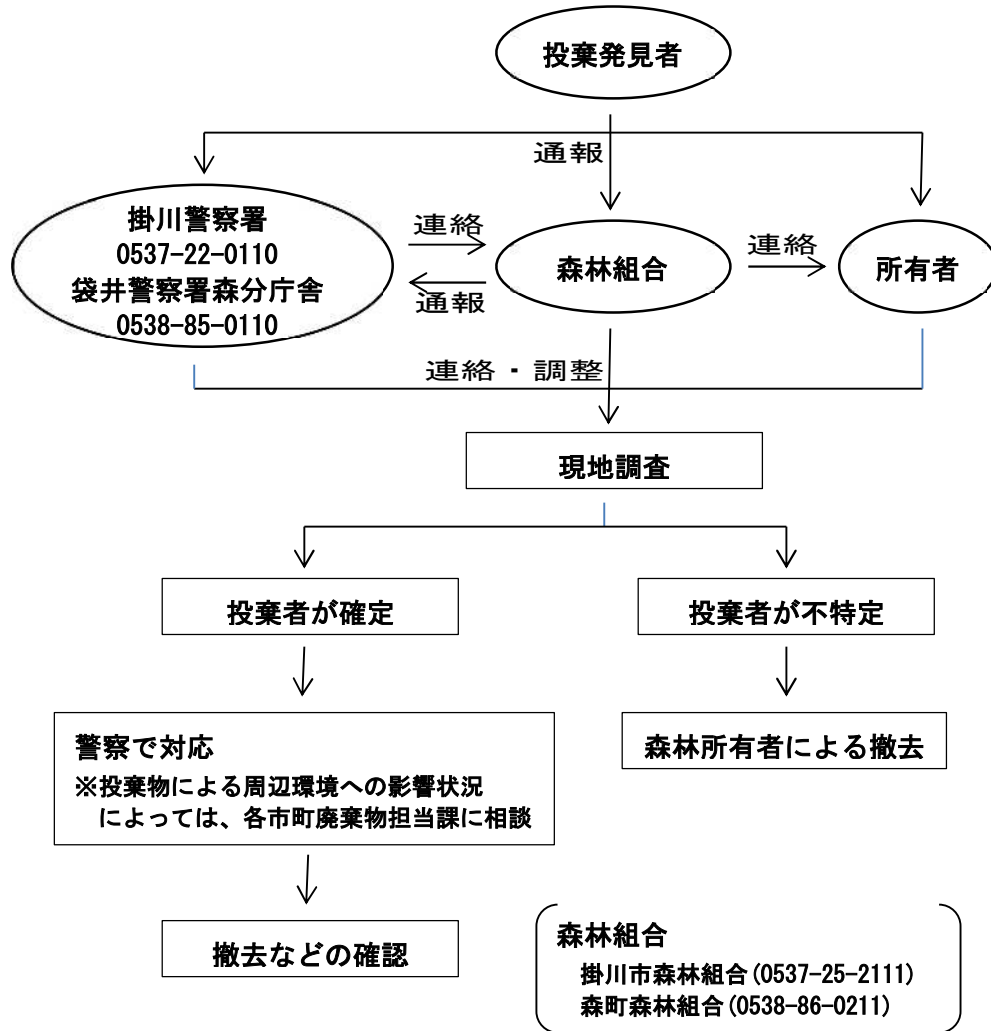
化学物質 (忌避剤・育苗における薬剤等) の使用により生態系への影響が確認されましたので、  
下記のとおり報告します。

記

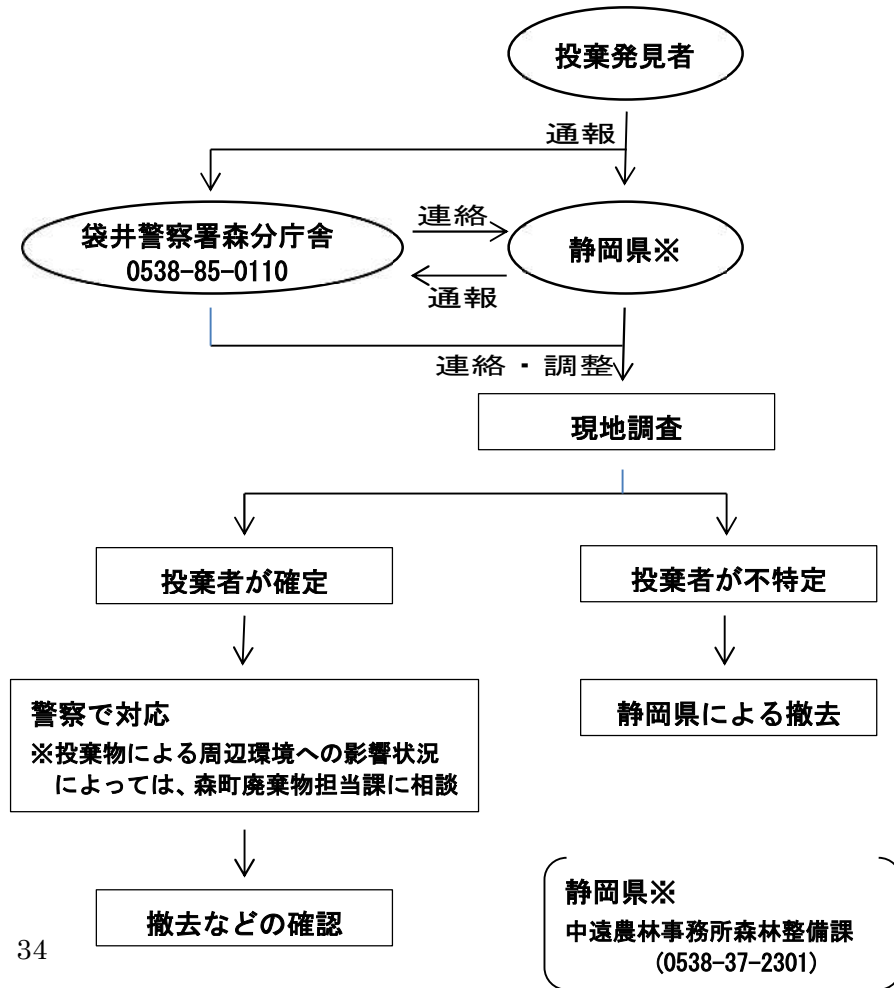
項目	内容
化学物質使用日	年 月 日
使用場所	サイト名 : 林小班番号 :
使用の理由	
化学物質名	
確認された生態系への影響	
対応方法	

添付書類 : 使用した場所の地図 (森林計画図)  
使用の様子がわかる写真

不法投棄処理フロー(各サイト、県営林サイト除く)



不法投棄処理フロー(県有林サイト)



## 参考資料5

### 森林管理計画書「8－5 廃棄物処理」関係

#### 廃棄物処理マニュアル

##### 1 趣旨

森林管理計画書「9－5 廃棄物処理」に基づき、「持続可能な森林経営・管理」の実現を目指し、適切な廃棄物の処理を実施するためのマニュアルを次のとおり定める。

##### 2 廃棄物処理の基本方針

作業現場において発生する廃棄物については、林内に残さず、すべて事業所に持ち帰り、適切に処理すること。

##### 3 廃棄物処理の方法

- (1) 廃棄物の処分方法は、市町によって異なるため、所在する市町の分別収集カレンダーを確認の上、ルールに従って処分することとする。
- (2) 事業所に持ち帰った廃棄物について、分別収集カレンダーで確認できない事項に関しては、次の問い合わせ先で確認し、適切に処分することとする。

市町名	問い合わせ先	電話番号
掛川市	環境政策課	0537-21-1164
森 町	住民生活課 生活保全係	0538-85-6314

## 参考資料6

### 森林管理計画書「9-5 グループ関係者以外の認証材の取扱い」関係

#### FSC 認証材取扱マニュアル

森林管理計画書「9-5 グループ関係者以外の認証材の取扱い」に基づき、グループ関係者以外の者が当グループのFSC 森林認証材を取扱う場合については、次のとおりとする。

なお、本マニュアルにおける「立木売買」とは、所有権が森林所有者から契約した業者に移転したうえで素材生産を行うことを言い、「委託生産」とは、所有権が森林所有者から移転しないまま素材生産を行うことを言う。

#### 1 当グループの認証林内で立木売買を行う場合

##### (1) 施業前

- ・契約業者は、立木売買契約書等に当グループの認証登録番号及び認証種類を記載し、その写しをサイト管理責任者に提出する
- ・サイト管理責任者は、立木売買契約書等の内容から、当グループの認証林の有無やCOC 認証取得の有無等を確認し、認証材として適正と認められた場合、「FSC 森林認証材証明書（立木売買用）（別紙1）」を契約業者に交付することができる

##### (2) 施業後

- ・契約業者は、精算書（写）又は売上傳票（写）等を用い、FSC 森林認証材の出荷材積をサイト管理責任者に報告する
- ・契約業者は、「森林作業共通仕様書」に基づく「森林作業チェックリスト」をサイト管理責任者に提出する

#### 2 当グループの認証林内で委託生産を行う場合

##### (1) 誓約書の提出

- ・グループ関係者以外の者が、当グループの認証林内で委託生産を実施し、FSC 森林認証材として取扱う場合、本グループの目的に同意し、FM 認証管理責任者に「FSC 認証材取扱に関する遵守誓約書（別紙3）」を提出すること

##### (2) 施業前

- ・グループ関係者又は委託請負業者は、請負契約書（写）等に当グループの認証登録番号及び認証種類を記載し、その写しをサイト管理責任者に提出する
- ・サイト管理責任者は、請負契約書等の内容から当グループの認証林の有無を確認し、認証材として適正と認められた場合、「FSC 森林認証材証明書（委託請負用）（別紙2）」をグループ関係者又は委託請負業者に交付することができる

##### (3) 施業後

- ・グループ関係者又は委託請負業者は、精算書（写）又は売上傳票（写）等を用い、FSC 森林認証材の出荷材積をサイト管理責任者に報告する

- ・グループ関係者又は委託請負業者は、「森林作業共通仕様書」に基づく「森林作業チェックリスト」をサイト管理責任者に提出する